

教頭の人事に関する実証的研究

—大阪府立特別支援学校の1989年～2008年を事例に—

森 均

Empirical Study on Personnel Changes of the head teachers: Case in Osaka Prefectural Special Needs Schools from 1989 to 2008

Hitoshi Mori

抄 録

本稿では、大阪府立特別支援学校の教頭人事について、Ⅰ期（1989～1998年度の10年間：大阪府立特別支援学校が教育改革プログラムをもとに再編整備される前の期間）とⅡ期（1999～2008年度の10年間：1999年度に策定された教育改革プログラムをもとに、大阪府立特別支援学校が再編整備された期間）に分けて比較分析を行い、Ⅱ期においては多数の高等学校経験者が特別支援学校の教頭に登用されていること等を明らかにした。また、大阪府立普通科高校の教頭人事との比較を行い、養護教諭の管理職への登用、民間人校長の管理職人事に及ぼす影響についても事例を基に述べている。

キーワード：特別支援学校、教頭、部主事、平均在職年数、民間人校長

(2014年9月30日受理)

Abstract

In this paper, in order to perform the analysis of personnel changes in the head teacher of Osaka Prefectural special needs schools, it is assumed that I stage up to 1998 from 1989 was first and II stage up to 2008 from 1999 then. The reason is that education reform is because were conducted in stage II. As a result of the comparative analysis of personnel changes head teacher of Osaka Prefectural special needs schools of II stage and I stage, it is clarified that such high school education experienced a number of which are elevated to the head teacher of the special school in II stage.

Furthermore, it is stated on the basis of the case of appointment to the principal of the school nurse, also impact on the management personnel of the civilian principal.

Key words: Special needs schools, head teacher, department director,
the average number of years of employment, civilian principal

(Received September 30, 2014)

1. はじめに

1.1 問題意識と目的

公立学校において全国的に広がっている民間人の校長への登用は、教育職から登用される校長のポストが減少することから校長人事に影響を及ぼす。また、教育職から登用される校長のポストの減少は、教頭人事にも影響を及ぼすことは避けられない。しかし、これらの状況を考察しようとする、先行研究が指摘するように今まで行われてきた学校管理職人事についての研究が必要である⁽¹⁾。筆者はこの視点に立って、2007年以來大阪府立高校を対象に、工業高校、普通科高校の管理職人事について実証的に研究を行ってきた。

ところが2011年10月、滋賀県大津市においていじめ自殺事件が生じ、その後、教育行政の責任の所在のあいまいさが批判的となった。このことを契機に、教育委員会制度改革をめぐる今までの様々な議論⁽²⁾を踏まえて、首長が教育行政に関わることについての検討が活発化した。そして、2014年6月に地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部を改正する法律が成立するに至り、教育委員長と教育長を統合した新たな教育長（以下、「新教育長」と表記する）が教育委員会のトップとなり、首長と教育委員会が協議する総合教育会議が全自治体に設置されるとともに、首長は新教育長を議会の同意を得た上で直接、任命・罷免ができることとなった。この間、首長が教育行政に関わることについて様々な意見があったが、筆者が注目したことは学校に直接影響が及ぶ可能性のある事例の一つとして学校管理職人事へ影響が指摘されたことである⁽³⁾。このことを将来実証的に比較分析するためにも、従来の学校管理職人事に関する研究の必要性は高まったと考える。

さて、本稿では今までの大阪府立高校の管理職人事に関する研究の成果を参考にしつつ、大阪府立特別支援学校の教頭人事について実証的に研究を行うことによりその特有の状況を明らかにすることを目的とする。

特別支援学校では、幼稚、小学、中学、高等の各部が置かれているが、その構成は障害種別によって異なる。例えば視覚障害の特別支援学校では、幼稚部から高等部まで設置され、高等部には本科と本科や高校卒業生を対象にした専攻科が設置されている。知的障害特別支援学校では、小学部から高等部までの設置が一般的であるが高等部のみの学校もある。しかし、全特別支援学校をみると義務教育である小学部、中学部があり、かつ高校教育に相当する高等部もある特別支援学校が多い⁽⁴⁾。また特別支援学校には各部がある一方で、学校としての分掌もある。例えば進路指導部の場合、各部に進路指導担当教員がおり、各部において児童・生徒の状況に応じた進路指導が行われている。他の分掌についても同様である。簡潔に述べると同一の敷地内に小学校、中学校、高校の各部門があり、分掌は各部門を越えて横断的に組織されているのである。そのような状況下で各部の主事、すなわち部主事は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる訳であるが、業務内容は多岐にわたることから各部を担当する教頭の役割を担っているとと言える。

このように特別支援学校には高校にはない部に関する校務をつかさどる部主事が置かれていることが多いことから、部主事経験が管理職人事に影響していると考えられる。この点も

明らかにしたい。

なお、部主事については学校教育法施行規則に次のように定められている。

「特別支援学校には、各部に主事を置くことができる。

2 主事は、その部に属する教諭等をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。」(学校教育法施行規則第 125 条)

1. 2 先行研究と研究仮説

校長の登用や異動に関する先行研究は、荒井文昭の著書⁽⁵⁾にリストアップされている以外には、元兼正浩⁽⁶⁾、朝日素明⁽⁷⁾、森均⁽⁸⁾⁽⁹⁾の研究があるが、筆者が調べた限り教頭の人事に関する先行研究は2件のみで⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾、特別支援学校を対象としたものはない。そこで本稿では、特別支援学校の教頭に着目し、校長や教頭の人事に関する先行研究の成果から次の4点を研究仮説とする。

- ① 特別支援学校の教頭の登用年齢は普通科高校の教頭同様、低下しているのではないか。
- ② 特別支援学校の教頭の経験校数や1校当たりの平均在職年数は、普通科高校の教頭と同様の傾向があるのではないか。
- ③ 特別支援学校の教頭も教育委員会事務局経験を積んでいるのではないか。
- ④ 特別支援学校の教頭には部主事経験者が登用される傾向があるのではないか。
- ⑤ 教頭の異動については、普通科高校では定時制課程や偏差値の異なる様々な高校を経験させる傾向があるが⁽¹²⁾、特別支援学校においてもさまざまな学校を経験させる傾向があるのではないか。

2. 研究の対象と方法

2. 1 研究対象

研究の対象は、資料の得やすい大阪府立特別支援学校とする。

次に研究の対象期間であるが、大阪府においては教育改革プログラムによって1999年度から10年間にわたり大阪府立高校並びに特別支援学校の再編整備が行われた。その10年間とそれ以前の10年間を研究対象期間とし、次のように設定して比較分析を行う。

I 期：1989～1998年度の10年間

大阪府立特別支援学校が教育改革プログラムをもとに再編整備される前

II 期：1999～2008年度の10年間

1999年度に策定された教育改革プログラムをもとにその後の状況を踏まえて、知的障害の高等支援学校の新設や入学者数が減少していた聴覚障害の高等支援学校が再編整備された期間

なお、以下については、必要に応じて大阪府立特別支援学校を府立支援学校、大阪府立高校を府立高校と表記する。

2. 2 研究の方法

大阪府の場合、府立支援学校の校長は、府立支援学校校長会を組織し、併せて大阪府立高等学校校長協会にも所属している。また、教頭も同じく教頭会を組織し、併せて大阪府公立高等学校教頭会にも所属している。したがって、研究対象期間に府立支援学校に登用された新任教頭の経歴については、次の資料をもとに調べた。

- ・大阪府公立高等学校教頭会会員名簿（1986～2014年度）
- ・大阪府立高等学校長協会会員名簿（ 〃 ）
- ・大阪府立高等学校職員録（1985～2006年度）
- ・日本教育新聞大阪版「大阪府教職員異動」（2000～2008年度）
- ・教職員の人事異動が報道された4月1日付発行の新聞（2002～2014年）

3. 結果

3. 1 教頭の平均登用年齢とその後の状況について

府立支援学校に新任教頭として登用された人は、Ⅰ期で47人、Ⅱ期で74人であった。平均登用年齢を表1に示す。Ⅱ期をⅠ期と比べると、教頭の平均登用年齢は50.6歳から48.7歳に、つまり1.9歳若くなっていることがわかる。なお、Ⅱ期では教頭の人数が47人から74人に増加しているが、2000年度から児童・生徒数の多い府立支援学校に順次教頭の複数配置が行われたからである⁽¹³⁾。

表1 教頭の平均登用年齢の比較

人数（人）		平均登用年齢（歳）	
Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅰ期	Ⅱ期
47	74	50.6	48.7

表2に、登用された教頭のその後の状況を示す。ここで示した校長昇格者の一般選考とは、校長の推薦を受けた教頭が校長試験を受験し、校長採用予定者名簿に登載されてから校長に登用された人たちである。次に、学校指定とは、学校指定特別選考を表し、事前に赴任校名とその学校の課題が示されて、校長の推薦なしに受験できる選考方法である。この校長選考方法は2002年度から実施されたので⁽¹⁴⁾、Ⅰ期には該当者がいない。なお、割合の算出には現職教頭5人を除いている。

表2において、割合をみるとⅡ期ではⅠ期と比較して校長昇格者が微増しているが、定年退職者が減少している。降格者については、Ⅰ期ではいなかったが、Ⅱ期では4人が降

表 2 教頭のその後の状況の比較

教頭のその後		人数（人）		割合（％）	
		I 期	II 期	I 期	II 期
校長 昇格者	一般選考	32	49	68.1	71.0
	学校指定	－	3	－	4.3
定年退職者		11	8	23.4	11.6
早期退職者		4	5	8.5	7.3
降格者		0	4	0.0	5.8
現任教頭		0	5	－	－
合 計		47	74	100.0	100.0

格し 5.8%となっている。

3. 2 教頭の平均経験校数と 1 校当たりの平均在職年数について

表 3 に教頭の平均経験校数と 1 校当たりの平均在職年数を示す。平均経験校数は、I 期に比べて II 期では定年退職者と早期退職者が増加している。また、1 校当たりの平均在職年数は、早期退職者以外は短くなっている。

表 3 平均教頭経験校数（I 期：n = 47、II 期：n = 69）

教頭のその後		平均経験校数（校）		1 校当たりの平均在職年数（年）	
		I 期	II 期	I 期	II 期
校長 昇格者	一般選考	1.72	1.73	2.71	2.58
	学校指定	－	2.00	－	2.33
定年退職者		2.55	2.86	3.36	3.04
早期退職者		1.75	2.60	2.86	2.92
降格者		－	2.00	－	3.13
全 体		1.91	1.96	2.92	2.72

なお、研究の過程で、府立支援学校の教頭から大阪教育大学附属特別支援学校の副校長として赴任し、2～3 年勤務後に再び府立支援学校の管理職として勤務している人がいることが分かったので、他に資料⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾を入手し教頭の経歴を正確に把握するとともに、大阪教育大学附属特別支援学校を 1 校勤務、また同校の副校長は教頭として扱った。

3. 3 教頭の経験校数について

表 4 に教頭の経験校数別人数を示す。表 4 をみると校長昇格者については、I 期では 2 校経験者が 19 人で最多であったが、II 期では 1 校並びに 2 校経験者が 22 人で最多となっている。

表4 教頭の経験校数別人数（Ⅰ期：n = 47、Ⅱ期：n = 69）

経験校数	校長昇格者		定年退職者		早期退職者		降格者	
	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅰ期	Ⅱ期
1校	11	22	0	0	2	1	0	1
2校	19	22	7	3	1	2	0	2
3校	2	7	2	3	1	0	0	1
4校	0	1	2	2	0	2	0	0
計	32	52	11	8	4	5	0	4

表5に校長昇格者について教頭の経験校数別割合を示す。Ⅱ期ではⅠ期に比べて、2校経験者の割合が減少し、1校経験者の割合が増加している。また3校経験者の割合も増加している。

表5 校長昇格者の教頭経験校数別割合

経験校数	Ⅰ期		Ⅱ期	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1校	11	34.4	22	42.3
2校	19	59.3	22	42.3
3校	2	6.3	7	13.5
4校	0	0.0	1	1.9
計	32	100.0	52	100.0

3.4 教頭の教育委員会事務局等の経験について

表6に教頭に登用される前の教育委員会事務局等の経験の有無を示す。Ⅰ期では、全教頭の約19%が教育委員会事務局または教育センターを経験してから教頭に登用されていたが、Ⅱ期では23%と約4ポイント増加していた。

表6 全教頭の教育委員会事務局等の経験

期別	教頭数	経験なし		教頭職の前に有り	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
Ⅰ期	47	36	80.9	11	19.1
Ⅱ期	74	57	77.0	17	23.0

表7は、校長昇格者について教育委員会事務局等の経験の有無を調べた結果である。Ⅰ期もⅡ期も「教育委員会事務局等の経験なし」つまり、教諭から教頭に登用された人の割合はともに63%前後で大きな違いはなかった。しかし、「教頭職の前に有り」の割合が減少する一方、「教頭職の後に有り」、「教頭職の前後に有り」の人の割合がともに高くなっている。特に、「教頭職の後に有り」の人の割合が約3倍に増加している。このことは教頭としての勤務状況が評価されてから教育委員会事務局等に登用される傾向があることを

表7 校長昇格者の教育委員会事務局等の経験

期別	教頭数	経験なし		教頭職の前に有り		教頭職の後に有り		教頭職の前後に有り	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
I期	32	20	62.5	9	28.1	1	3.1	2	6.3
II期	52	33	63.5	9	17.3	5	9.6	5	9.6

示していると考ええる。

3.5 教頭の前職について

表8に教頭の前職を調べた結果を示す。支援学校経験者と高等学校経験者に二分し、さらに前職別に人数と割合を示した。II期をI期と比べると、支援学校経験者の割合が78.7%から62.2%に減少し、逆に高等学校経験者の割合が21.3%から37.8%に増加している。その差は約17ポイントである。

表8 大阪府立支援学校教頭の前職

教頭の前職		I期		II期			
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)		
支援学校 経験者	支援教育課・指導主事	6	12.8	78.7	5	6.8	62.2
	教育センター・支援教育室指導主事	3	6.4		4	5.4	
	支援学校・部主事	20	42.5		7	9.5	
	支援学校・首席	—	—		3	4.0	
	支援学校・教諭	8	17.0		27	36.5	
高等 学校 経験者	高校教育課・指導主事	0	0.0	21.3	2	2.7	37.8
	保健体育課・指導主事等	2	4.3		5	6.8	
	教育センター・カリキュラム研究室等指導主事	0	0.0		3	4.0	
	高等学校・首席	—	—		2	2.7	
	高等学校・教諭	8	17.0		16	21.6	
計		47	100.0	100.0	74	100.0	100.0

支援学校経験者をみると、教育委員会支援教育課や教育センターの指導主事から教頭に登用された人数は、I期もII期も合わせて9人で変わらなかったが、部主事経験者はI期では20人、42.5%であったにも関わらずII期では7人、9.5%に激減している。逆に支援学校の教諭から教頭に登用された人は8人、17.0%から27人、36.5%に増加している。

教頭的人数がI期47人からII期に実施された教頭の複数配置によって74人に増加しているのに、教育委員会支援教育課や教育センターの指導主事から教頭への登用数に大きな変化がなかった原因は、大阪府教育委員会事務局支援教育課内に、新校設置担当係や高等学校における支援教育担当係が新設され人員増が図られたが、支援学校に教頭を輩出して

きた支援学校担当係には増員がなかったこと⁽¹⁷⁾。また、教育センターの支援教育担当部署も名称は変わっても人員は増員されなかったこと⁽¹⁸⁾によると考える。

3. 6 教頭の登用と異動について

府立普通科高校の教頭の異動については、すでに述べたように先行研究によって、定時制課程や偏差値の低い高校に配置された新任教頭が、偏差値の高い高校に異動している傾向があることが示されている⁽¹⁹⁾。支援学校に偏差値はないが、障害種別によって学校が設置されていることから、障害種別に着目して教頭の登用時、異動時について調べた。

まず支援学校経験者に着目し、教頭登用時は、登用前の勤務校の障害種別と新任教頭として赴任した支援学校の障害種別をⅠ期、Ⅱ期とも調べた。その結果を表9に示す。

表9をみると、Ⅰ期では支援学校経験者37人中、登用前の勤務校と同じ障害種別の支

表9 新任教頭の登用前勤務校と赴任校の障害種別（Ⅰ期：n = 37、Ⅱ期：n = 46）

期別	障害種別				計	
	同一の場合		異なる場合			
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
Ⅰ期	11	29.7	26	70.3	37	100.0
Ⅱ期	20	43.5	26	56.5	46	100.0

表10 Ⅰ期：新任教頭の登用前勤務校と赴任校の障害種別（支援学校経験者 n = 37）

	障害種別	赴任校の障害種別					計	
		視覚	聴覚	知的	知・肢	肢体		病弱
教頭の 登用前 勤務校の 障害種別	視覚	2 (2)					2 (2)	
	聴覚		1 (1)	3		1	5 (1)	
	知的		3	5 (5)	1	5	14 (5)	
	知・肢			1			1	
	肢体	1		7		3 (3)	2	13 (3)
	病弱			2			2	
	計	3 (2)	4 (1)	18 (5)	1	9 (3)	2	37 (11)

注：()の数字は障害種別が同一の場合を内数で表し、「知・肢」は知的障害と肢体不自由の併置校を示す。
なお、表11も同じ。

表11 Ⅱ期：新任教頭の登用前勤務校と赴任校の障害種別（支援学校経験者 n = 46）

	障害種別	赴任校の障害種別					計	
		視覚	聴覚	知的	知・肢	肢体		病弱
教頭の 登用前 勤務校の 障害種別	視覚	1 (1)		2				3 (1)
	聴覚		2 (2)	2		1	1	6 (2)
	知的		1	13 (13)	2	3		19 (13)
	知・肢			4	2 (2)	2		8 (2)
	肢体			6	1	1 (1)		8 (1)
	病弱			1			1 (1)	2 (1)
	計	1 (1)	3 (2)	28 (13)	5 (2)	7 (1)	2 (1)	46 (20)

援学校に新任教頭として赴任したのは11人で、26人は異なる障害種別の支援学校に赴任していた。Ⅱ期では46人中、それぞれ20人、26人であった。つまり、教頭登用前の勤務校と障害種別の異なる支援学校に新任教頭として赴任した割合はⅠ期では70.3%であったが、Ⅱ期では56.5%と減少していた。

なお、表10、11にその詳細を示す。

表12に、府立支援学校経験者で教頭を2校経験し校長に登用された人の異動時の障害種別を示す。

Ⅱ期をⅠ期と比べると、同一の障害種別支援学校に異動した教頭は、3人から7人に、17.6%から43.8%に増加している。このことは、表8で示したようにⅡ期において、高等学校経験者の教頭の割合が増えたことが影響していると考えられる。なお、詳細については、表13、14に示す。

表12 大阪府立支援学校経験者で校長昇格者の教頭1校目と2校目の障害種別（Ⅰ期：n=17、Ⅱ期：n=16）

期別	障害種別				計	
	同一の場合		異なる場合			
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
Ⅰ期	3	17.6	14	82.4	17	100.0
Ⅱ期	7	43.8	9	56.2	16	100.0

表13 Ⅰ期：教頭2校経験者の異動状況（校長昇格者で支援学校経験者 n=17）

	障害種別	異動先の障害種別							計
		視覚	聴覚	知的	知・肢	肢体	病弱	高校	
異動元の 障害種別	視覚					2	1		3
	聴覚							1	1
	知的		1	3 (3)	1	4			9 (3)
	知・肢								0
	肢体			3					3
	病弱					1			1
	計	0	1	6 (3)	1	7	1	1	17 (3)

注：()の数字は障害種別が同一の場合を内数で表し、「知・肢」は知的障害と肢体不自由の併置校を示す。
 なお、表14も同じ。

表14 Ⅱ期：教頭2校経験者の異動状況（校長昇格者で支援学校経験者 n=16）

	障害種別	異動先の障害種別						計
		視覚	聴覚	知的	知・肢	肢体	病弱	
異動元の 障害種別	視覚					1		1
	聴覚		2 (2)					2 (2)
	知的	1	1	4 (4)	2	1	1	10 (4)
	知・肢			1				1
	肢体			1		1 (1)		2 (1)
	病弱							0
	計	1	3 (2)	6 (4)	2	3 (1)	1	16 (7)

4. 仮説の検証と考察

各研究仮説について、府立普通科高校に関する先行研究の結果⁽²⁰⁾と比較しながら述べる。

まず、研究仮説①についてであるが、教頭の登用年齢は府立普通科高校の場合、50.3歳から49.3歳に低下していたが、府立支援学校でも50.6歳から48.7歳に低下していたので、仮説どおりであった。

研究仮説②について、教頭の経験校数は全教頭では、府立普通科高校の場合、Ⅰ期、Ⅱ期とも1.88校であったが、府立支援学校の場合は1.91校から1.96校とわずかに増加していた。校長昇格者については府立普通科高校の場合、1.74校から1.63校に減少していたが、府立支援学校ではⅠ期1.72校、Ⅱ期1.73校で大きな変化はなかった。したがって、仮説どおりと言えない。

次に、教頭の1校当たりの平均在職年数であるが、府立普通科高校全体で2.83年から2.68年に減少していたが、府立支援学校でも2.92年から2.72年に減少していた。校長昇格者については府立普通科高校では2.72年から2.68年に減少し、府立支援学校についても2.71年から2.58年に減少していた。したがって仮説どおりであった。

研究仮説③については、府立普通科高校の場合、教育委員会事務局の「経験なし」は、77.4%から61.3%に減少していたが、府立支援学校の場合、62.5%から63.5%にわずかであるが増加していた。しかし「教頭職の前に経験あり」が府立普通科高校の場合、15.1%から20.2%に増加していたが、府立支援学校では28.1%から17.3%に減少していた。このことは、Ⅱ期において府立普通科高校が再編整備されて学校数の減少とともに教頭の人数も減少したが、府立支援学校では複数教頭制が導入され逆に教頭の人数が増加したことによると考える。

研究仮説④については、部主事経験者はⅠ期では20人、42.5%であったにも関わらずⅡ期では7人、9.5%に激減していることがわかった。部主事経験者からの登用が大きく減った原因であるが、部主事は各部の状況に精通したベテラン教員が多いこと、校内の教員による選挙で選ばれる学校が多いと推測できることから⁽²¹⁾、各府立支援学校の校長は、部主事より若手の教諭を教頭試験に推薦してきた結果、支援学校教諭からの教頭登用はⅠ期8人、17.0%からⅡ期では27人、36.5%に増加したと考える。

一方、大阪府教育委員会事務局高校教育関係課の指導主事からの登用はⅠ期2人、4.3%からⅡ期10人、13.5%に増加し、高校教諭からの登用も8人、17.0%から16人、21.6%に増加している。このことは、支援学校の教頭不足を高等学校経験者の指導主事や教員で補充したようにみえるが、大阪府教育委員会の施策に大きく関わっていると考える。大阪府においては、2000年度に大阪府学校教育審議会専門部会から「知的障害のある生徒の後期中等教育の充実方策について」が提言され、知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究校に4校が指定され、2001年度から研究が開始された。その後、調査研究の成果をもとに、現在、府立高校9校に知的障害のある生徒を受入れる「自立支援コース」

が設置されている⁽²²⁾。このように教育施策の推進のために高等学校経験者の指導主事や教員が支援学校の教頭に登用されていったと考える。ちなみに、Ⅱ期において高校教育課指導主事から支援学校の教頭に登用された2人は、2人とも自立支援コースが設置されている普通科高校の校長を務めた。

研究仮説⑤については、教頭の登用時について支援学校特有の障害種別に着目して調べた。その結果、教頭登用前と障害種別の異なる支援学校に新任教頭として赴任した割合はⅠ期では70.3%であったが、Ⅱ期では56.5%と減少していた。即ち、同一の障害種別の支援学校に赴任した教頭の割合が29.7%から43.5%に増えた訳である。

教頭の異動に関しても障害種別に着目し、支援学校経験者で校長に昇格した教頭の内、2校経験者を対象に1校目から2校目への異動について調べた。

Ⅱ期をⅠ期と比べると、同一の障害種別の支援学校に異動した教頭は、3人から7人に、17.6%から43.8%に増加していた。

Ⅱ期では教頭の登用時も異動時も同一の障害種別の支援学校に赴任する割合が、Ⅰ期に比べて増えていた訳である。このことは、表8で示したようにⅡ期において、高等学校経験者の教頭の割合が増えたことが影響していると考えられる。府立支援学校では障害種別によってさまざまな研究会が組織されているが、高等学校経験者の教頭はその活動や成り立ち等について十分に理解できていない。支援学校においてそのような教頭が多数を占めると、教育活動を支える研究会活動に支障をきたす恐れがあることを教育委員会教職員人事担当課が配慮し、同一の障害種別の支援学校に異動させる事例が増えたと考える。

5. まとめと今後の課題

5.1 教頭の平均登用年齢と平均在職年数について

教頭の平均登用年齢と平均在職年数については、校長昇格者についてであるが全国のデータ⁽²³⁾と比較する。

5.1.1 教頭の平均登用年齢

全国のデータを調べると支援学校教頭の平均登用年齢は2005年度から統計結果が示されており、50.2歳から徐々に高齢化が進み、2008年度では50.5歳になっていた。府立支援学校の場合、Ⅰ期の教頭全員の平均登用年齢は50.6歳であったものの校長昇格者については50.2歳であった。またⅡ期では、それぞれ48.7歳、48.5歳であった。

このように教頭の平均登用年齢は校長昇格者の場合、全国の傾向は緩やかな高齢化傾向にあったが、府立支援学校の場合はⅠ期で50.2歳であったものがⅡ期では48.5歳に低下し、しかも全国のデータより若いことがわかった。このことは、すでに述べたように大阪府立支援学校において2000年度から始まった教頭の複数配置の影響⁽²⁴⁾によるものと考えられる。

5. 1. 2 教頭の平均在職年数

教頭の平均在職年数についてであるが、I期の間では、1997・1998年度のみ全国のデータがあり2.6年と2.7年であったが、府立支援学校の場合、I期の一般選考によって校長に昇格した教頭の平均在職年数は2.71年であった。またII期の間の全国のデータをみると2.4～2.7年を推移しているものの年度によってばらつきがあり、短縮化傾向にあるとは言いが、府立支援学校の場合のII期の一般選考によって校長に昇格した教頭の平均在職年数は2.58年であった。これらのことから府立支援学校の場合、教頭の平均在職年数は短縮化傾向にあると考える。

5. 2 教頭の平均経験校数について

平均経験校数については、校長昇格者について表5に示したとおりII期をI期と比較すると、2校経験者の割合が59.3%から42.3%に減少し、逆に1校経験者の割合が34.4%から42.3%に増加していた。この傾向は、府立普通科高校の教頭と同じ傾向であった。府立支援学校においても将来校長に就任することを考えると、教頭としてタイプの違う学校の運営を経験した方が良いと考えるが、教頭を2校経験させてから校長に登用する余裕がなくなっているのではないかと考える。

5. 3 教育委員会事務局等を経験する教頭の割合について

教育委員会事務局等を経験する教頭の割合については、II期はI期に比べて、府立普通科高校の場合と異なり「教頭職の前に有り」の割合が減っていたが、「教頭職の後に有り」「教頭職の前後に有り」は府立普通科高校と同様に増えていた。特に「教頭職の後に有り」の割合が3倍に増えていた。府立支援学校の教頭職を務めた後に教育委員会事務局を経験した複数の元校長にインタビューを行ったが、いずれの方も「教頭時代、校長試験に合格した後は校長に登用されるとばかり思っていたので、人事異動の内示のあった時は大きなショックだった。指導主事経験もなくいきなり決裁権のあるポストに就き大変なストレスになったが、教育行政の仕組みがわかり校長職に就いてから大いに役に立った。」と述べていた。

5. 4 研究過程で明らかになったこと

5. 4. 1 養護教諭の管理職登用について

表8に教頭の前職を示したが、高等学校経験者の内、保健体育課指導主事であった者がI期で2人、II期で5人あった。さらに詳しく調べるとI期2人の内1人、II期5人の内2人がいずれも府立高校の養護教諭から保健体育課指導主事に登用された人達であった。これらの人達の府立支援学校の教頭を務めた後の状況を調べると、1人は府立普通科高校の校長に、2人は府立支援学校の校長に登用されていた。過去の研究過程で、府立高校において養護教諭から直接教頭や校長に登用された人の形跡はなかったので、管理職人事を担当した経験のある元校長に確認したところ、「養護教諭から教頭を経て校長に登用され

た人はなく、保健体育課指導主事から支援学校の教頭に登用された人しか校長に登用されていない。」とのことであった。

5. 4. 2 国立大学附属特別支援学校副校長経験者について

府立支援学校の教頭に登用された人達の経歴を調べていくとⅠ期2人、Ⅱ期3人が大阪教育大学附属特別支援学校の副校長を経験し、5人とも府立支援学校の校長に就任していた。このことから府立支援学校の教頭にとって、大阪教育大学附属特別支援学校の副校長⁽²⁵⁾を経験することはキャリアアップの一つのコースになっていると考える。

大阪教育大学附属特別支援学校の副校長を経験した複数の府立支援学校の校長にインタビューを行ったところ「人事交流として大阪府立支援学校教頭から派遣された。しかし副校長制度ができるまでは、人事交流かどうか不明確であったと聞いている。大阪府立学校の校長試験については、大阪教育大学の事務局を通じて校長から書類を渡された。」とのことであった。

なお、府立高校の場合、Ⅱ期において衛星都市立高校⁽²⁶⁾定時制課程の教頭として教諭から赴任した人は2人いたが、府立高校の教頭から国立大学附属学校の管理職に就いた事例はⅠ期、Ⅱ期ともなかった⁽²⁷⁾。

5. 4. 3 民間人校長の登用による人事上の影響について

府立支援学校のⅠ期、Ⅱ期の20年間で民間人が校長に登用されたのは1人であった。その民間人校長が赴任した府立支援学校の校長と教頭人事を調べると、民間人校長赴任と同時に教育委員会事務局の指導主事が教頭に赴任していた。民間人校長赴任と同時に校長だけでなく教頭も異動したわけであり、校長と教頭が同時に異動することは、学校経営の継続性を考えると好ましいことではないと考える。しかも前任校長は1年しか勤務していないのに他校に異動を命じられていた。当時の経緯を知る関係者から聞き取ったところ、「民間人校長に小学部、中学部、高等部のある支援学校を任せることは難しいと考えた。したがって、高等部しかない支援学校に赴任させるしかなかった。そのため、前任校長には1年で異動してもらうことになった。また、民間人校長には全く教育に関する経験がなかったので、教育委員会事務局から支援学校も教育行政も知っている人を教頭に赴任させた。」とのことであった。さらに詳しく調べると、教育委員会事務局から赴任した教頭は1年後に、再び教育委員会事務局に異動を命じられていた。このような状況から、大阪府立支援学校の場合は民間人校長の登用によって校長や教頭の人事異動に影響があったことは明白であると考ええる。

6. 今後の課題

今後は、府立支援学校の校長人事についても研究を進めたいと考えるが、前述のとおり、民間人校長が赴任する学校の校長と教頭の人事異動を合わせて調査することが民間人校長

の登用による人事上の影響を明確化できるので、この手法によって過去の事例について研究を進めたい。また、新教育長のもとで行われる学校管理職人事についてもその傾向を明らかにしたいと考える。

最後に、本稿をまとめるにあたり、大阪府教育委員会事務局教育振興室支援教育課元参事幸島淳氏はじめ多数の元校長、現職校長から情報提供をいただき、インタビューにも協力いただいた。心から感謝申しあげる。

注

- (1) 元兼正浩 (1996) “校長人事異動の実証的研究－福岡県公立高等学校を事例として－”『日本教育行政学会年報』19、149-160。
- (2) 新藤宗幸 (2013)『教育委員会－何が問題か』、岩波書店、2-35。
- (3) 日本教育新聞 (2013.10.7) 記事「首長に権限一元化『中立』保てるか」の中で、村上雄介東京大学准教授は「具体的な形で首長の介入の影響が表れやすいのは教科書と人事。表沙汰にならなくても、校長が政治的任用職になる危険性がある」と指摘している。
- (4) 大阪府教育委員会教育振興室支援教育課 (2013)『大阪の支援教育』
- (5) 荒井文昭 (2007)『教育管理職人事と教育政治－だれが校長人事を決めてきたか－』、大月書店、39-40。
- (6) 注 (1) 参照
- (7) 朝日素明 (2002) “公立学校長の人事異動の形態－茨城県立学校における事例の概要－”、『埼玉短期大学研究紀要』11、55-64。
- (8) 森 均 (2007) “校長の人事異動に関する実証的研究－大阪府立工業高校を事例として－”、『日本高校教育学会年報』14、72-81。
- (9) 森 均 (2008) “校長の人事異動に関する実証的研究－大阪府立高校の1976年～2005年を事例に－”、『日本高校教育学会年報』15、24-33。
- (10) 森 均 (2011) “教頭の人事に関する実証的研究－大阪府立工業高校(全日制課程)を事例に－”、『日本高校教育学会年報』18、67-74。
- (11) 森 均 (2013) “教頭の人事に関する実証的研究－大阪府立普通科高校を事例に－”、『日本高校教育学会年報』20、56-64。
- (12) 注 (11) 参照
- (13) 大阪府立盲・聾・養護学校教頭会教頭複数制検討委員会 (2002) 「教頭複数制に関する調査報告」: 2000年に6校、2001年に4校、2002年に5校が複数教頭配置校となった。
- (14) 森 均 (2008) “校長の人事異動に関する実証的研究－大阪府立学校の学校指定選考を事例に－”『スクールリーダー研究』1、27-34。なお、学校指定特別選考試験は、2012年から実施された校長の公募選考試験に伴い他の試験とともに廃止された。
- (15) 大阪教育大学附属特別支援学校 (2012)『学校要覧』沿革
- (16) 大阪養護教育推進連盟 (2003)『大阪養護教育推進連盟20周年記念誌－大阪の養護教育資料集－』141-153。
- (17) 注 (16) 参照
- (18) 注 (16) 参照
- (19) 注 (11) 参照

- (20) 注 (11) 参照
- (21) 読売新聞 (2014. 4. 8) 朝刊記事「大阪府立校 校内に『人事委』6割設置 教員が配置案 107校、法違反の恐れ」の中で、「大阪府教育委員会が、2013年2月に府立高校と府立支援学校合わせて185校を調査した結果、107校で校内人事案を決めるため、教員でつくる人事委員会が存在していた。」と報じられた。府立支援学校の複数の校長によると、「2006年に新設あるいは統合された2校には教員による人事委員会はないが、歴史にある学校ほど改善が進んでいない。」とのことであった。
- (22) 注 (4) 参照
- (23) 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課「公立学校における校長・教頭の登用状況について」、『教育委員会月報』、第一法規、1988～2008年の各12月号
- (24) 注 (13) 参照
- (25) 副校長：2007.6.27に改正された学校教育法によって、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に校長と教頭の間にごく置くことができるようになった。副校長は「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる」ことがその職務。教頭は、「必要に応じて児童生徒の教育をつかさどる」ことになっているのに対して、副校長にはその任はない。
- なお、大阪教育大学附属特別支援学校の沿革をみると、1966年開校以来、教頭職に相当するものとして副校長が置かれている。
- (26) 衛星都市立高校：東大阪市立、堺市立、岸和田市立の高校をさす。3市合わせて全日制課程4校、定時制課程4校があったが、2006年4月に堺市が政令指定都市に移行したことから、現在は、全日制課程2校、定時制課程2校がある。
- (27) 注 (8)～(11) 参照

